

お く や み 手 続 き

令和3年10月発行
令和5年1月更新



北上市

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

死亡届を提出していただいた後の手続きは亡くなられた方によって異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族の方の大きな負担となっています。

そこで、必要な手続きを少しでも負担なく行っていただけるよう、「おくやみ手続き」を作成いたしました。ご活用いただければ幸いです。

また、何かご不明な点がございましたら、どうぞお気軽に各担当窓口にお問い合わせください。

北上市

はじめに

- ・各手続きの期限欄中「速やかに」とあるものは、定まった期限はありませんがお早目の手続きをお願いします。
- ・各手続きの、受付窓口欄等に係の名前のないものは、課全体で対応します。

目次

担当課	手続きの名称	参照ページ	チェックボックス ☑
市民課	印鑑登録証の返還	P1	<input type="checkbox"/>
	住民基本台帳カードの返還		<input type="checkbox"/>
	収納課		市税等の口座振替に関する手続き
市民税課	軽自動車の廃車・名義変更	P2	<input type="checkbox"/>
資産税課	相続人代表者の指定		<input type="checkbox"/>
	未登記家屋の所有者変更		<input type="checkbox"/>
国保年金課	未支給年金の請求	P3	<input type="checkbox"/>
	国民年金の手続き (遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求)	P4	<input type="checkbox"/>
	国民健康保険の手続き	P5	<input type="checkbox"/>
	後期高齢者医療の手続き		<input type="checkbox"/>
		福祉医療費受給者証の返還	P6
長寿介護課	介護保険の手続き	<input type="checkbox"/>	
地域福祉課	生活保護法第61条に基づく届出		<input type="checkbox"/>
障がい福祉課	各種障害者手帳の返還	P7	<input type="checkbox"/>
	特別障害者手当等の手続き		<input type="checkbox"/>
	自立支援医療受給者証の返還		<input type="checkbox"/>
	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成資格の喪失		<input type="checkbox"/>
子育て支援課	保育所・認定こども園・幼稚園の手続き	P8	<input type="checkbox"/>
	児童扶養手当の手続き		<input type="checkbox"/>
	特別児童扶養手当の手続き	P9	<input type="checkbox"/>
	児童手当の手続き		<input type="checkbox"/>
農業委員会 事務局	農地の相続等の届出	P10	<input type="checkbox"/>
	農業者年金の手続き		<input type="checkbox"/>
農林企画課	森林の土地所有者届出		<input type="checkbox"/>
都市計画課	市営住宅の手続き	P11	<input type="checkbox"/>
環境政策課	市営墓園(藤根・後藤野)の 手続き(使用者等の死亡)		<input type="checkbox"/>
地域づくり課	免許返納サポート券の返還		<input type="checkbox"/>

市民課

印鑑登録証の返還

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証の返還手続きが必要です。

持ち物

- ・故人の印鑑登録証

受付窓口

- ・本庁舎1階市民課2番窓口
- ・江釣子庁舎江釣子民生係
- ・和賀庁舎和賀民生係

期限

なし

連絡先

市民課市民係

0197-72-8200(直通)

メールアドレス

shimin@city.kitakami.iwate.jp

市民課

住民基本台帳カードの返還

故人が住民基本台帳カードを所有していた場合、カードの返還手続きが必要です。

持ち物

- ・故人の住民基本台帳カード

受付窓口

- ・本庁舎1階市民課2番窓口
- ・江釣子庁舎江釣子民生係
- ・和賀庁舎和賀民生係

期限

なし

連絡先

市民課市民係

0197-72-8200(直通)

メールアドレス

shimin@city.kitakami.iwate.jp

収納課

市税等の口座振替に関する手続き

市税等を故人の口座から口座振替で納付していた場合、口座変更または廃止の手続きが必要です。**[P51]** ※口座名義人が納税義務者本人とは限りません。

手続き・持ち物

□ 口座変更の場合

- ・(あれば)納税義務者の納税通知書等
- ・新たに設定したい方の
預貯金通帳またはキャッシュカード

- ・上記口座の届出印

□ 口座廃止の場合

- ・窓口または電話で、口座名義人の死亡や、口座閉鎖等の連絡をお願いします。

受付窓口

- ・本庁舎4階収納課

期限

速やかに

連絡先

収納課整理係

0197-72-8254(直通)

メールアドレス

syuno@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

市民税課

軽自動車の廃車・名義変更

故人が原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車(農耕用含む)を所有していた場合、廃車または名義変更の手続きが必要です。[P50]

持ち物

- ・標識交付証明書
- ・ナンバープレート(同一世帯に名義変更する場合は持参不要)
- ・本人確認書類

受付窓口

- ・本庁舎1階市民税課13番窓口
- ・江釣子庁舎江釣子民生係
- ・和賀庁舎和賀民生係

期限

亡くなった日から15日以内

連絡先

市民税課諸税係

0197-72-8210

メールアドレス

shizei@city.kitakami.iwate.jp

※上記以外の軽自動車については、

- ・軽自動車三輪、軽自動車四輪…軽自動車検査協会岩手事務所(☎050-3816-1833)
- ・二輪の小型自動車…東北運輸局 岩手運輸支局(☎050-5540-2010)

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

◇期限欄中「速やかに」とあるものは、定まった期限はありませんがお早目の手続きをお願いします。

◇受付窓口欄等に係の名前のないものは、課全体で対応します。

資産税課・市民税課

相続人代表者の指定

故人に北上市税(固定資産税、個人市・県民税)が課税されていた場合、相続人代表者の指定の手続きが必要です。

持ち物

- ・相続人代表者指定(変更)届出書

受付窓口

- ・本庁舎1階資産税課10・11番窓口
- ・本庁舎1階市民税課14番窓口

期限

速やかに

連絡先

資産税課、市民税課賦課係

0197-72-8212(資産税課直通)

0197-72-8209(市民税課直通)

メールアドレス

shizei@city.kitakami.iwate.jp(市民税課)

shisan@city.kitakami.iwate.jp(資産税課)

資産税課

未登記家屋の所有者変更

故人が未登記家屋を所有している場合、所有者変更の手続きが必要です。

持ち物

- ・届出人の本人確認書類
- ・相続人や相続内容の分かる書類

受付窓口

- ・本庁舎1階資産税課10・11番窓口

期限

亡くなった日からの翌年の1月末日

連絡先

資産税課

0197-72-8212(直通)

メールアドレス

shisan@city.kitakami.iwate.jp

未支給年金の請求

故人が年金を受給しており、遺族が下記に該当すると、未支給年金請求が可能な場合があります。**[P53]**

- ・年金受給者である故人と生計を同じくしていた
- ・故人からみて3親等以内

手続き・持ち物

①請求者の戸籍謄本

※故人と請求者の関係等によって必要な戸籍が異なる場合があります。手続き前に、受付窓口でご相談ください。

②請求者の住民票謄本(本籍・続柄入り)

③故人の住民票除票(本籍・続柄入り)

※①～③は死亡日以降に発行されたもの

④故人の年金証書

⑤請求者の預貯金通帳

⑥窓口に出向かれる方の身分証明書

⑦生計同一申立書

※⑦は住民票上別世帯の場合のみ必要、用紙は当窓口(本庁舎1階国保年金課7番)で配布

□ 請求者と別の方が年金事務所で手続きする場合(請求者本人が同行できる場合を除く)

⑧委任状

⑨請求者の基礎年金番号が分かるもの

※請求者のマイナンバーカード持参により省略できる書類があります。手続き前に受付窓口でご相談ください。

受付窓口

- 老齢基礎年金のみ受給していた方
 - ・本庁舎1階国保年金課7番窓口
 - ・江釣子庁舎江釣子民生係
 - ・和賀庁舎和賀民生係
- 老齢厚生年金、遺族厚生年金を受給していた方
 - ・日本年金機構 年金事務所
- 退職共済年金を受給していた方
 - ・各種共済へ問合せ

期限

亡くなった日から5年以内

連絡先

国保年金課国民年金係

0197-72-8206(直通)

メールアドレス

kokuho@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

国民年金の手続き (遺族基礎年金・寡婦年金・ 死亡一時金の請求)

故人と遺族が下記に該当する場合、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。[P53]

□遺族基礎年金

【故人】

- ・国民年金の被保険者
- ・国民年金の被保険者であって日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である方
- ・老齢基礎年金の受給権者であった方※
- ・老齢基礎年金の受給資格を満たした方※
- ※25年以上の受給資格期間の者に限る

【遺族】

- ・子のある配偶者
- ・子
- ※18歳到達年度の末日までにある子(原則)

□寡婦年金

【故人】

- ・10年以上の国民年金納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

【遺族】

- ・故人と10年以上婚姻関係にある65歳未満の妻

□死亡一時金

【故人】

- ・3年以上の国民年金納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなった場合

【遺族】

- ・故人と生計を同じくしていた以下①～⑥の遺族のうち一人
- ①配偶者②子③父母④孫
- ⑤祖父母⑥兄弟姉妹
- ※先の順位の方が受けられる場合は、後の順位の方は受けられません

手続き・持ち物

- 遺族基礎年金または寡婦年金
- ①請求者の戸籍謄本※
- ②請求者の住民票謄本(本籍・続柄入り)

- ③請求者の所得証明書
- ④故人の住民票除票(本籍・続柄入り)
- ⑤死亡診断書の写し
- ⑥請求者と故人の年金証書又は年金手帳
- ⑦請求者の預貯金通帳
- ⑧窓口に出向かれる方の身分証明書
- ⑨生計同一申立書※

□死亡一時金

- ①請求者の戸籍謄本※
- ②請求者の住民票謄本(本籍・続柄入り)
- ③故人の住民票除票(本籍・続柄入り)
- ④故人の年金手帳
- ⑤請求者の預貯金通帳
- ⑥窓口に出向かれる方の身分証明書
- ⑦生計同一申立書※

※戸籍謄本…故人と請求者の関係等によって必要な戸籍が異なる場合があります。手続き前に、受付窓口でご相談ください。

※生計同一申立書…住民票上別世帯の場合のみ必要、用紙は当窓口(本庁舎1階国保年金課7番)で配布

※戸籍、住民票は死亡以降に発行されたもの

※請求者のマイナンバーカード持参により省略できる書類があります。手続き前に受付窓口でご相談ください。

受付窓口

・本庁舎1階国保年金課7番窓口

※遺族厚生年金の場合は日本年金機構年金事務所にお問い合わせください

期限

<遺族基礎年金または寡婦年金>

亡くなった日から5年以内

<死亡一時金>

亡くなった日から2年以内

連絡先

国保年金課国民年金係

0197-72-8206(直通)

メールアドレス

kokuho@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、下記の手続きが必要です。[P56]

手続き・持ち物

- 脱退及び各種証の返還
 - ・故人の保険証
 - ・限度額適用認定証、特定疾病療養受給者証（発行を受けていた方のみ）
- 葬祭費の支給申請
 - ・故人の保険証
 - ・喪主の通帳（振込先が分かるもの）
 - ※振込先が喪主でない場合は、委任状が必要です。
 - ・喪主が確認できる書類の原本（葬儀の案内状、埋火葬許可証、葬祭にかかる領収書等）
- 世帯主変更（故人が世帯主の場合）
 - ・同一世帯員の保険証
 - ・限度額適用認定証、特定疾病療養受給者証（発行を受けていた方のみ）

受付窓口

- ・本庁舎1階国保年金課8番窓口
- ・江釣子庁舎江釣子民生係
- ・和賀庁舎和賀民生係

期限

- <葬祭費の支給申請>
- 亡くなった日から2年以内
- <葬祭費の支給申請以外の手続き>
- 亡くなった日から14日以内

連絡先

国保年金課国保係
0197-72-8204（直通）
メールアドレス
kokuho@city.kitakami.iwate.jp

後期高齢者医療の手続き

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の手続きが必要です。[P58・59]

手続き・持ち物

- 資格喪失届及び各種証の返還
 - ・故人の被保険者証
 - ・限度額適用認定証、特定疾病療養受給者証（発行を受けていた方のみ）
- 葬祭費の支給申請
 - ・喪主の通帳（振込先が分かるもの）
 - ※振込先が喪主でない場合は、委任状が必要です。
- 高額療養費等の振込口座の変更
 - ・相続人代表者の通帳（振込先が分かるもの）
- 保険料の返還（対象者のみ）
 - ・相続人代表者の通帳（振込先が分かるもの）

受付窓口

- ・本庁舎1階国保年金課9番窓口
- ・江釣子庁舎江釣子民生係
- ・和賀庁舎和賀民生係

期限

<葬祭費・高額療養費・保険料の支給申請>
亡くなった日から2年以内

連絡先

国保年金課公費医療係
0197-72-8205（直通）
メールアドレス
kokuho@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

国保年金課

福祉医療費受給者証の返還

故人が福祉医療費助成（重度心身障がい者・子ども・妊産婦・ひとり親）の受給者であった場合、下記の手続きが必要です。[P73・74]

持ち物

- ・受給者証
- ・相続人等の通帳（振込先が分かるもの）

受付窓口

- ・本庁舎1階国保年金課9番窓口
- ・江釣子庁舎江釣子民生係
- ・和賀庁舎和賀民生係

期限

- ・速やかに

連絡先

国保年金課公費医療係

0197-72-8205（直通）

メールアドレス

kokuh@city.kitakami.iwate.jp

地域福祉課

生活保護法第61条に基づく届出

故人が生活保護を受給していた場合、届出が必要です。

持ち物

- ・死亡届の写し（他市町村で死亡届を提出した場合）

受付窓口

- ・本庁舎1階地域福祉課19番窓口
- ・江釣子庁舎江釣子民生係
- ・和賀庁舎和賀民生係

期限

- 速やかに

連絡先

地域福祉課生活保護係

0197-72-8215（直通）

メールアドレス

fukushi@city.kitakami.iwate.jp

長寿介護課

介護保険の手続き

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、各証票の返還、保険料還付口座の登録が必要です。

持ち物

- ・介護保険証、負担割合証※、負担限度額認定証※（※は交付されている場合）
- ・65歳以上の場合、保険料還付口座（相続人名義）が分かるもの

受付窓口

- ・本庁舎1階長寿介護課16番窓口

期限

<介護保険料の還付申請>

亡くなった日から2年以内

<介護保険料の還付申請以外の手続き>

速やかに

連絡先

長寿介護課介護審査係

0197-72-8219（直通）

メールアドレス

choju@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

◇期限欄中「速やかに」とあるものは、定まった期限はありませんがお早目の手続きをお願いします。

各種障害者手帳の返還

故人が身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちだった場合、手帳の返還手続きが必要です。

持ち物

- ・返還する手帳
- ・印鑑

受付窓口

- ・本庁舎1階障がい福祉課18番窓口

期限

速やかに

連絡先

障がい福祉課自立支援係

0197-72-8216(直通)

メールアドレス

s-fukushi@city.kitakami.iwate.jp

特別障害者手当等の手続き

故人が特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた場合、資格喪失及び死亡の届出が必要です。

持ち物

- ・預金通帳(写し)(氏名及び口座番号の記載があるもの)
- (未支払い手当がある場合)

受付窓口

- ・本庁舎1階障がい福祉課18番窓口

期限

速やかに

連絡先

障がい福祉課自立支援係

0197-72-8216(直通)

メールアドレス

s-fukushi@city.kitakami.iwate.jp

自立支援医療受給者証の返還

故人が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、受給者証の返還手続きが必要です。

持ち物

- ・自立支援医療受給者証
(更生医療、育成医療、精神通院)

受付窓口

- ・本庁舎1階障がい福祉課18番窓口

期限

速やかに

連絡先

障がい福祉課自立支援係

0197-72-8216(直通)

メールアドレス

s-fukushi@city.kitakami.iwate.jp

在宅酸素療法患者
酸素濃縮器
使用助成資格の喪失

故人が在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成認定を受けていた場合、資格喪失の届出が必要です。

持ち物

- ・預金通帳(写し)(氏名及び口座番号の記載があるもの)
- (未請求の助成金がある場合)

受付窓口

- ・本庁舎1階障がい福祉課18番窓口

期限

速やかに

連絡先

障がい福祉課自立支援係

0197-72-8216(直通)

メールアドレス

s-fukushi@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

児童扶養手当の手続き

故人が児童扶養手当を受給していた、または支給対象児童の場合、それぞれ手続きが必要です。

[P79]

手続き・持ち物

- 受給者死亡届(故人が受給者の場合)
 - ・持ち物なし
- 未支払手当請求(未支払の手当がある場合)
 - ・未支払い分を受給する児童の銀行預金通帳等の写し
- 認定請求(故人の代わりに児童を育てる方が申請者となります)
 - ・世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは下記窓口でご相談ください。
- 資格喪失届または額改定届(故人が支給対象となっていた児童の場合)
 - ・持ち物なし
- 支給停止関係消滅届(故人が受給者の同居親族の場合)
 - ・持ち物なし
- 支給事由変更届(故人が受給者の配偶者の場合)
 - ・持ち物なし

受付窓口

子育て支援課

(北上市新穀町一丁目4番1号 ツインモール
プラザ西館2階子育て支援複合施設hoKko)

期限

<受給者死亡届・未支払手当請求>

亡くなった日から14日以内

連絡先

子育て支援課育児支援係

0197-72-8261(直通)

メールアドレス

kosodate@city.kitakami.iwate.jp

保育所・認定こども園・幼稚園の手続き

故人が保育所等を利用していた乳幼児、保護者及び同居の家族の場合、手続きが必要です。[P79-80]

手続き・持ち物

- 認定変更申請書
 - ・持ち物なし
- 退所(園)届(故人が、保育所等を利用していた子どもの場合)
 - ・持ち物なし

受付窓口

子育て支援課

(北上市新穀町一丁目4番1号 ツインモール
プラザ西館2階子育て支援複合施設hoKko)

期限

なし(なるべく早めをお願いします)

連絡先

子育て支援課保育係

0197-72-8260(直通)

メールアドレス

kosodate@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

特別児童扶養手当の手続き

故人が特別児童扶養手当を受給していた、または支給対象児童の場合、それぞれ手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 1 故人が受給者の場合
 - 受給者死亡届兼未支払手当請求書
 - ・除籍された戸籍謄(抄)本又は死亡診断書
 - ・手当証書(ピンク色)
 - ・支給対象児童の銀行預金通帳等の写し
 - 認定請求(児童を養育する方が申請者)
 - ・受給状況により必要書類が異なります。
- 詳しくは下記窓口でご相談ください。

2 故人が支給対象児童の場合

- 資格喪失届または額改定届
- ・除籍された戸籍謄(抄)本又は死亡診断書
- ・手当証書(ピンク色)

3 故人が受給者の同居親族の場合

※故人の所得により手当が支給停止となっていた方が対象

- 支給停止関係消滅届
- ・除籍された戸籍謄(抄)本又は死亡診断書
- ・手当証書(ピンク色)

受付窓口

子育て支援課
(北上市新穀町一丁目4番1号 ツインモール
プラザ西館2階子育て支援複合施設hoKko)

期限

亡くなった日から14日以内

連絡先

子育て支援課育児支援係
0197-72-8261(直通)
メールアドレス
kosodate@city.kitakami.iwate.jp

児童手当の手続き

故人が児童手当を受給していた、または支給対象児童の場合、それぞれ手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 1 故人が受給者の場合
 - 未支払請求書
 - ・未払い分を受領する児童(複数いる場合は児童手当を受給している児童の中で、長子にあたる児童)の預金通帳等
- 消滅届
- 認定請求(児童を養育する方が申請者)
 - ・請求者のマイナンバーが分かる資料(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー入り住民票のいずれか)
 - ・請求者名義の預金通帳等

※マイナンバー通知カードは氏名や住所などが住民票の記載事項と同一の場合のみ使用が可能です。

※その他状況により、上記以外の書類の提出が必要となることがあります。詳しくは窓口でご相談ください。

2 故人が支給対象児童の場合

- 消滅届または額改定届

受付窓口

子育て支援課
(北上市新穀町一丁目4番1号 ツインモール
プラザ西館2階子育て支援複合施設hoKko)

期限

亡くなった日の翌日から起算して15日以内

連絡先

子育て支援課育児支援係
0197-72-8261(直通)
メールアドレス
kosodate@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

農業委員会事務局

農地の相続等の届出

相続などで農地の権利を取得した場合、届出が必要です。

持ち物

・相続登記後に法務局から発行される登記完了証の写し

受付窓口

・本庁舎3階農業委員会事務局

期限

権利取得を知った日から概ね10か月以内

連絡先

農業委員会事務局農地係

0197-72-8246(直通)

メールアドレス

noi@city.kitakami.iwate.jp

農業委員会事務局

農業者年金の手続き

故人が農業者年金の加入者または受給者の場合、下記の手続きが必要です。

持ち物

・農業者年金被保険者証または年金証書
・住民票除票や戸籍抄本など亡くなった日分かる書類

受付窓口

・北上市内の花巻農業協同組合各支店

期限

亡くなった日から10日以内

連絡先

農業委員会事務局農地係

0197-72-8246(直通)

メールアドレス

noi@city.kitakami.iwate.jp

農林企画課

森林の土地所有者届出

故人が山林を所有していた場合、相続等により新たに森林の土地を取得した場合には、事後の届出が必要です。

持ち物

・当該土地の位置を示す地図
・当該土地の登記事項証明書

受付窓口

・本庁舎3階農林企画課

期限

所有者となった日から90日以内

連絡先

農林企画課農地林務係

0197-72-8237(直通)

メールアドレス

nouki@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

都市計画課

市営住宅の手続き

故人が市営住宅の入居者であった場合、下記の手続きが必要です。

退去、承継、同居者の異動手続き等

持ち物

・故人の住民票除票、戸籍抄本、死亡届記載事項証明書のうち、いずれか一つ

受付窓口

・市営住宅管理センター
(北上市新穀町一丁目2番4号)
・江釣子庁舎住宅政策係

期限

速やかに

連絡先

都市計画課住宅政策係
0197-72-8278(直通)
メールアドレス
toshi@city.kitakami.iwate.jp

環境政策課

市営墓園(藤根・後藤野)の手続き(使用者等の死亡)

故人が市営墓園を使用していた、または市営墓園の使用者が故人を埋葬する場合は下記の手続きが必要です。

持ち物

使用者以外を埋葬する場合

・埋葬届(市HPダウンロード可)
・火葬許可証(火葬後に返却される1枚)
・墓地使用許可証

使用者を埋葬する場合

(上記3点に加えて)
・墓地使用权承継届(市HPダウンロード可)

受付窓口

・江釣子庁舎環境政策課

期限

なし

連絡先

環境政策課
0197-72-8284(直通)
メールアドレス
kankyo-s@city.kitakami.iwate.jp

地域づくり課

免許返納サポート券の返還

故人が免許返納サポート券を所有し、未使用の券がある場合、残っている免許返納サポート券の返還手続きが必要です。

持ち物

・故人の免許返納サポート券

受付窓口

・地域づくり課生活安全係
(北上市大通り1丁目3番1号
おでんせプラザぐろーぶ3階)

期限

なし

連絡先

地域づくり課生活安全係
0197-72-8301(直通)
メールアドレス
chiiki@city.kitakami.iwate.jp

◇[]内は市民の生活ガイドの参照ページです。

◇期限欄中「速やかに」とあるものは、定まった期限はありませんがお早目の手続きをお願いします。

◇受付窓口欄等に係の名前のないものは、課全体で対応します。